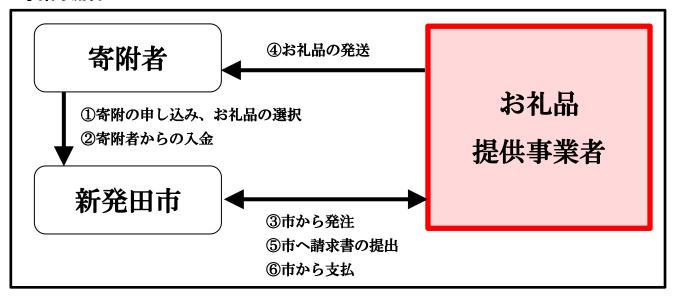
「ふるさとしばた応援寄附金」お礼品提案募集要項

1 募集の趣旨

ふるさと納税制度を通じて、新発田市に数多く存在する、多彩な地域資源を全国に情報発信 し、新発田産品の魅力や品質・技術力の高さをPRし、知名度の向上と地域産業の活性化、交 流人口の増加に重点を置き、「ふるさとしばた応援寄附推進事業」を展開しています。

これらの趣旨をご理解いただき、新発田市へのふるさと納税寄附者に対して贈呈するお礼品の創意工夫ある提案を募集します。

2 事業の流れ



3 お礼品提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専用インターネットサイトや新発田市が作成するパンフレット等にお礼品名、事業者名等を掲載することができます。
- (2) 寄附者へのお礼品発送時に、事業者のパンフレットなどを同梱して発送することができます。ただし、パンフレットなどの送付は、お礼品発送時のみ許可するものであり、個別に寄附者にパンフレットなどを送付することはご遠慮ください。

4 提供事業者の要件

新発田市とともに、新発田市のPRや行政課題の解決に積極的にかかわっていただける事業者で、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 新発田市内で、生産、製造、サービス等がなされている返礼品を提供できる法人、その他の団体並びに個人事業主であること。
- (2) 納期到来分の市税を滞納していないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) お礼品の発送は、市からの発注に基づき事業者において行うことになるため、発注書の受付及び発送作業が迅速かつ適切に行える体制が整っていること。
- (5) お礼品の発送に際し、発送に適した包装資材を用意することができること。
- (6) お礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル(配送トラブルを含む)等が生じた場合 に適切な対応が可能であり、かつ、事故及びトラブルが生じた際には速やかに事業者の責任 において再発送をすることができること。
- (7) 事業の広報を目的としたホームページやパンフレット等の制作、イベントやメディアからの 取材に対し、市から要請があった場合、お礼品の無償提供や取材の対応等、必要な協力を行 うことができること。
- (8) その他市からの要請に対して、誠実かつ迅速に対応できること。
- (9) 前各号の要件に関わらず、市長が特に新発田市のPRや行政課題の解決に効果があると認めるお礼品を提供するもの。

5 お礼品の要件

(1) 基本要件

寄附者に対するお礼品として、自他ともに認めるふさわしい品質を有し、全国に向けて、新発田市の観光、食、職人文化などをPRし、寄附者と新発田市を結び付けることのできる商品・サービスであることとします。

(2) 詳細要件

- ア 新発田市内で、生産、製造、サービス等がなされていること。
- イ お礼品は単品、詰め合わせ(複数の協力者によるものも可)のいずれも可とします。
- ウ 年間を通じて安定的に提供可能なお礼品であること。ただし、以下の場合は例外とします。
 - ① 農産物等で生産・収穫時期が限られる商品
 - ② 農産物等で収穫量に限りがある商品、伝統工芸品等で量産が困難な商品、手作業の工程が多く量産が困難である商品
- エ 原則、全国各地に配送が可能な商品であり、飲食物の場合は、お礼品到着後、4日以上の 賞味又は消費期限が保証されている商品であること。
- オ その他各行政機関の許認可等の適法な手続を済ませているものとします。

(3) その他要件等

以下の品目は、下表のとおりとします。

項目	要 件 等	
米	・GAP認証又は新潟県特別栽培農産物認証制度等、国・県の	
	認証を受けていること。	
酒類	・市内蔵元と新発田税務署管内小売酒販組合にお願いをしてい	

	るため、本募集の対象外とします。	
肉	・牛肉は、「にいがた和牛」でA5ランクであること。	
	・豚肉は、銘柄豚であること。	

(4) お礼品の価格設定について

商品の価格は、商品代(消費税を含む)、箱代・梱包手数料等、送料を提案書に記載して提案 してください。(箱代・梱包手数料等及び送料は市が負担いたしますので、商品代の請求と合 わせて市に請求してください)

(5) 商品提供開始時期

選定後、市と事業者で提供に必要な諸条件を調整のうえ、決定します。

6 提出書類

応募にあたっては、以下の書類の提出をお願いします。

- (1) ふるさとしばた応援寄附金 お礼品提案申込書-別紙様式1
- (2) ふるさとしばた応援寄附金 お礼品提案書 -別紙様式2(添付する提出物も含む)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書 別紙様式3
- (4) 納税証明書(市税に未納がない証明書) 所定書式(提出日前3ヵ月以内に発行のもの)
- (5) 商品のパンフレットなど商品がわかるもの。
- (6) ホームページ等に掲載するための写真等、品物がわかる画像資料
- (7) 加工食品の場合…原材料を確認するため食品表示ラベルの添付をお願いします。

※市外事業者様は、生産、製造、サービス等を行う市内事業者の納税証明書(市税に未納がない証明書)も併せてご提出願います。

7 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

通年募集のため、提出期限はありません。

(2) 提出方法

下記受付場所へ提出書類等を持参のうえ、提出をお願いします。

また、提出の際、簡単な内容確認を行いますので、事前に日程調整のうえお越しください。

受付場所:総務課ふるさと応援係(市役所本庁舎5階)

受付時間:午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時15分まで (閉庁日を除く)

※ 一旦提出された書類の内容を変更することはできませんのでご注意ください。

8 選定方法及び日程

提出いただいた提案書について、本要項の要件に沿って書類選考し、これまでの実績、寄附者からのご意見等を参考にしながら、ヒアリングを経て、新発田市が選定します。その際、必要に応じてサンプルとして現物提供をお願いする場合があります。

なお、選定結果は、応募者に書面で連絡をします。

【選定スケジュール(予定)】

応募書類の提出	通年募集
選考 (書類審査等)	提出日から2週間程度
選考結果通知	選考から2週間程度
覚書締結、お礼品掲載準備	選考結果通知から1週間程度
ホームページ等でのお礼品掲載開始	覚書締結後、準備が整ったものから順次

- ※ 上記スケジュールは予定であり、前後する場合があります。
- ※ 採用されたお礼品の掲載期間は、新発田市で調整させていただく場合があります。

9 その他留意事項

- (1) 提出された提案書及び添付書類等は、返却しません。また、提案書の提出に伴う関係 諸費用は、各事業者で負担してください。
- (2) 提案内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす恐れがあると認めた場合、その応募 又は選定結果を取り消すこととします。
- (3) お礼品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、 品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 下記いずれかに該当するお礼品は、取り扱いを中止することがあります。 アクレームの多いものや、クレームに誠実に対応しない事業者の取り扱うもの。 イ複数月にわたって申込み件数の少ないもの。
 - ウ その他、市が取り扱いを中止すべきと判断したもの。
- (5) 本募集に係る応募書類等の全ての書類は、新発田市情報公開条例(平成14年条例第34号) に基づき、個人に関する情報等を除き、情報公開対象とします。

お問い合わせ、提出先

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 新発田市役所 総務課ふるさと応援係

電話: (0254)22-3030 (内線 1563~1565)

FAX: (0254) 22-3110

E-mail: soumu@city.shibata.lg.jp